

議提第3号

国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の慎重審議を求める意見書について

上記議案を地方自治法第112条及び霧島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

平成27年7月9日提出

霧島市議会議長

常盤 信一 殿

提出者 霧島市議会議員 宮内 博

提出者 霧島市議会議員 岡村 一二三

提出者 霧島市議会議員 中村 満雄

提出者 霧島市議会議員 池田 綱雄

提出者 霧島市議会議員 新橋 実

提出者 霧島市議会議員 前川原 正人

提出者 霧島市議会議員 蔵原 勇

国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の慎重審議を求める意見書

今年、広島・長崎への原爆投下と第2次世界大戦が終結し、平和国家建設を国民が誓った日から70周年の年となる。その記念すべき年に、日本国憲法のもとで恒久平和主義を掲げて歩んできた日本の国のあり方が根本から変わる危機に日本国民は立たされている。

政府は第189国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10本の法案を一括したものである。

これらは米軍など、他国軍への後方支援を可能とし、従来、日本周辺に限定していた米軍との共同軍事行動を地球的規模で拡大しようとするものであり、日本が他国の世界規模での軍事行動に巻き込まれるものではないかと、多くの国民の不安を拡げている。

6月22日に南日本新聞で報道された共同通信社による世論調査では、安全保障関連2法案に対し、58.7%が「反対」、今国会での法案成立にも63.1%が「反対」と答え、「安倍政権がこの法案について国民に十分説明していると思うか」との問いには、「思わない」と答えた人は84.0%にのぼっている。

6月4日に開かれた衆議院憲法審査会では、与党が推薦した参考人も含め、3人すべての憲法学者が同法案を「違憲」と表明している。また、法案を審議する衆議院特別委員会（6月22日）に参考人として出席した2人の元内閣法制局長官も「違憲」「従来の憲法解釈の範囲内とは言えない」と主張している。全国の憲法学者200人以上も「憲法違反」と表明している。

以上のように、同法案は、現憲法下での正当性が疑われている。

よって霧島市議会は、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の安全保障関連2法案は、日本国憲法にも反する内容が多く含まれており、国会において慎重に審議することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月9日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山崎 正昭 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿
外務大臣	岸田 文雄 殿
防衛大臣	中谷 元 殿